

03 和歌山市物価高騰重点支援給付金（調整給付）

問物価高騰重点支援給付金事務局 ☎0120-969-861・499-5184

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない方（定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる方）に、調整給付金を支給します。

●対象者／次の①または②のいずれかに該当する方

- ①所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数※1）が「令和6年分推計所得税額（減税前）※2」を上回る方
- ②個人住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数※1）が「令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）」を上回る方

※1 減税対象人数とは納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族の数です。（国外居住者は対象から除きます。）

※2 令和6年分推計所得税額は、令和5年分の所得・扶養の状況等からの推計により算出します。

●支給額／

（1）所得税分控除不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times \text{減税対象人数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額（減税前）} \\ \hline (\text{令和5年分所得・扶養状況等により推計で算出}) \\ \hline \end{array} = \text{①所得税分控除不足額}$$

（2）個人住民税分控除不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times \text{減税対象人数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）} \\ \hline \end{array} = \text{②個人住民税分控除不足額}$$

→ 調整給付額 = ①所得税分控除不足額 + ②個人住民税分控除不足額（①+②の金額を1万円単位に「切り上げて」算出）

※令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後、給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定。

参考例

4人家族（減税対象人数4人）で、令和6年分推計所得税額が3万円・令和6年度個人住民税所得割額2万5千円（どちらも減税前）の納税者の場合

【①所得税分】所得税分定額減税可能額12万円（3万円×4人）－3万円＝9万円

【②個人住民税分】個人住民税分定額減税可能額4万円（1万円×4人）－2万5千円＝1万5千円

【調整給付額】11万円（①+②の金額を1万円単位に切り上げ）＝【①所得税分】9万円＋【②個人住民税分】1万5千円

●手続き／対象者の方に、8月中に確認書を送付します。内容を確認し、必要事項を記入の上、提出期限までに返送してください。

●提出期限／令和6年10月31日（必着）

●支給日／提出書類の審査完了後、順次支給

詳細は市HP（ID：1057810）をご確認ください。



市HP

04 夜間中学について考えるシンポジウムの開催

問教育政策課 ☎435-1181

令和7年4月に和歌山市立和歌山高等学校内に開校予定の「夜間中学」について、多くの方に知っていただくため、シンポジウムを開催します。

日時 8月21日（日） 18時30分～20時（開場18時）

場所 和歌山城ホール 小ホール

内容 シンポジウムテーマ「夜間中学の必要性について」
文部科学省職員による基調講演（夜間中学の概要や意義の説明）と有識者（他都市夜間中学校長や学識経験者等）によるパネルディスカッション

定員 夜間中学に興味のある方300人程度（応募多数の場合は抽選）

詳細は市HP（ID：1056141）のリンク先にあるイベント専用サイトをご確認ください。



応募ページ

01 児童手当の制度が拡充されます

問こども家庭課 ☎435-1219

児童手当について、令和6年10月分の手当から制度の一部が変わります。

支給期間延長

支給対象期間が現行の中学生以下から、**高校生年代（18歳年度末）まで拡充**されます。

支給額の拡充

0歳～3歳の誕生月まで（第1子・第2子）月額15,000円
3歳～高校生年代（第1子・第2子）月額10,000円
0歳～高校生年代（**第3子以降**）月額**30,000円**

※大学生年代（22歳年度末まで）の子から第1子目とカウントし、多子加算が適用されます。（要届出）

所得制限撤廃

所得制限が撤廃、特例給付も廃止され、**全員が支給対象になります。**

支払回数の見直し

支払月が年3回から**年6回に変更**となり、**偶数月の10日**にそれぞれの支給月の前月分までの手当が振り込みとなります。令和6年10月支給（令和6年6月から9月分手当）を最後に**支払通知はがきの発送は廃止**となります。

新たに申請が必要な方

- ・所得上限限度額以上により、児童手当を受給していない方
- ・高校生年代（18歳年度末まで）以下の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない方
- ・現在児童手当を受給中であり、大学生年代（18歳年度末から22歳年度末）の子と高校生以下の子を合計3人以上養育している方

詳しい申請方法については、市HP（ID：1058444）をご確認ください。



市HP

02 医療費助成受給者証の年次更新

8月1日から次の受給者証が更新されます。受給資格のある方には「新しい受給者証」を、所得制限超過等の理由により資格をお持ちいただけない方には「受給資格についてのお知らせ」を7月中旬に郵送しています。

- 重度心身障害児者医療費受給者証**
- 重度心身障害者（後期高齢者医療）医療費受給者証**

●対象／**①**身体障害者手帳1～3級 **②**療育手帳A1・A2 **③**特別児童扶養手当1級（20歳未満）のいずれかの認定を受けている方（65歳を超えて平成20年4月1日以降に新たに認定を受けた方を除く）、**④**精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けている方（65歳を超えて新たに認定を受けられた方を除く）

※**①～④**とも所得制限あり

●助成対象／保険診療に係る通院・入院医療費の自己負担分（身体障害者手帳3級は入院のみ）、入院時食事療養費の自己負担額の半額（身体障害者手帳3級を除く）

問 **①～③**障害者支援課 ☎435-1060 **④**保健対策課 ☎488-5163



○老人医療受給者証

●対象／**①～⑥**全てに該当する方

①67～69歳 ②市民税非課税世帯

③世帯収入の合計が一定基準以下（1人世帯：100万円以下、2人世帯：140万円以下等）

④資産（預貯金・国債・株式等）が一定基準以下

（本人が350万円以下、かつ、世帯の金融資産合計が350万円×世帯員数以下）

⑤世帯全員が居住地以外の動産、不動産を所有していない

⑥世帯外からの扶養（税、健康保険）を受けていない

問 保険総務課 ☎435-1062

